

# 仕 様 書

本仕様書は、宮城県（以下「発注者」という。）が発注する特殊詐欺被害防止対策業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「受注者」という。）の業務について必要な事項を定めることを目的とする。

## 1 委託業務の内容

### (1) 委託業務の名称

特殊詐欺被害防止対策業務（テレビCM事業）

### (2) 委託業務の趣旨

本業務は、近年増加傾向にある特殊詐欺の被害防止を目的として、注意喚起広報用動画を制作の上、テレビCMとして放送することにより宮城県内に広く情報発信しようとするもの

### (3) 県内における特殊詐欺の被害状況等

令和3年中の県内における特殊詐欺被害は、認知件数、被害金額ともに前年から大幅に増加した。本年は、さらにそれを上回るペースで推移しており、被害全体の約8割が65歳以上の高齢者で、特に、「オレオレ詐欺」、「預貯金詐欺」、「キャッシュカード詐欺盗」、「還付金詐欺」の4手口については、高齢者の被害が9割以上を占め、高齢者に対する被害防止対策の一層の推進が求められている（令和4年5月末における被害分析結果による。）。

これら4手口は、犯人からの電話のほとんどが被害者宅の固定電話にかかってくることから、自動通話録音、警告音声等の防犯機能を有する機器を活用した固定電話対策を行い、高齢者が犯人からの電話を直接受けないための環境をつくるのが極めて重要であり、県警では、特殊詐欺電話撃退装置の無料貸出し、同装置及び防犯機能付き電話機の購入費用に対する補助金交付事業等の固定電話対策を強力に推進している。

併せて、高齢者が、特殊詐欺犯人からの電話や来訪を受けた場合に備え、自ら犯罪への抵抗力を高めることが重要であり、手口広報はもちろんのこと、巧妙・複雑化する特殊詐欺について対策が図られるよう、特殊詐欺を見抜く着眼点について簡単なキーワードを挙げて広報している。

他方、高齢者自身が、犯人からの言葉を疑い、電話や来訪を受けた時点でしかるべき箇所に確認して自ら被害を防止することもあるほか、高齢者の異変に気付いた家族、地域住民からの声掛けにより、被害が防止されることもあるが、高齢

者が特殊詐欺被害に長期に注意力を保持するためには、家族、地域住民からの継続的、こまめな声掛け等の働き掛けが必須であり、家族、地域が特殊詐欺被害撃退に向け一丸となって、それぞれの立場による被害防止対策の実践が広がれば、被害に歯止めをかけることが期待できる。

## 2 委託期間、実施区域及び委託業務の場所

### (1) 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日（金）まで

### (2) 実施区域

宮城県全域

### (3) 委託業務の場所

宮城県内で、受注者の管理する場所

## 3 業務内容

### (1) 注意喚起広報用動画の制作

#### ア 動画の内容

広報内容としては

- 「電話で『キャッシュカード』、『暗証番号』、『お金』、『保険料・税金等の還付』の話は、詐欺ということ」について説明
- 「電話の相手や来訪者の身分は、必ず確認すること」について説明
- 防犯機能を有する機器の活用による固定電話対策及び県警で実施している特殊詐欺電話撃退装置の無料貸出し制度
- 宮城県警察からのお知らせ

等を周知させるものとする。

動画は映像と音声により理解できるものとし、ナレーションを活用するなどして、視聴者がより理解をしやすいよう工夫するとともに、二次利用の際に映像のみ放送する場合も想定しているため、テロップの活用も検討すること。

#### イ 制作する動画

テレビCMを想定した動画（30秒）

#### ウ データ形式

制作した動画は、テレビCM放送のほか、二次利用として県警ホームページによる視聴やTwitter等のSNSでの配信、DVDプレイヤーによる視聴を予定していることから、同用途で活用し得る形式で納品することとする。

#### エ 著作権等

動画の著作権の取扱いは次に定めるところによる。

- (ア) 著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利は、動画完成時に発注者から受注者に譲渡するものとする。

(イ) 受注者は、あらかじめ発注者から書面による同意を得た場合を除き、著作権法第18条から第20条に規定する権利を行使しないものとする。

(2) テレビCMの放送

ア 放送局

東北放送、仙台放送、宮城テレビ放送及び東日本放送

イ 放送時間

1回あたり30秒間

ウ 放送期間

令和4年10月11日(火)から同年11月10日(木)までの1か月間

エ CM放送枠の調整

被害者の多くは65歳以上の高齢者であるが、動画により広報しようとする内容は、被害に遭いやすい高齢者だけでなく、その子や孫世代へも訴える必要がある。よって、幅広い年齢層に対して効果的に注意喚起するため、放送事業者と放送枠の確保に関し折衝・調整すること。

なお、総視聴率は63.3.6%を想定しているが、幅広い年齢層に対して効果的に注意喚起することが業務の本旨であることから、これにこだわることなく放送枠を調整するものとする。

(3) 効果検証

テレビCM放送終了後、県民の意見を聴取・分析してその効果を検証し、検証の結果は、書面により宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）を通じて発注者に報告するものとする。効果検証の方法は、特に定めないが、宮城県に居住する者500人以上を調査対象とすること。

4 報告等

(1) 受注者は、本業務を開始するに当たり、委託業務着手報告書（別記様式第1号）により、生活安全企画課長を通じて発注者に報告しなければならない。

(2) 本業務に従事するに当たっては、業務責任者を置かなければならない。また、本業務に従事しようとする者を、書面により生活安全企画課長を通じて発注者に報告しなければならない。

なお、業務責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(3) 受注者は、実施計画が決定したとき、動画が完成したとき、放送枠が決定したとき、動画の出演者から二次利用についての承諾を得たとき及び効果検証を終えたときは、書面により生活安全企画課長を通じて発注者に報告しなければならない。

(4) 受注者は、全ての業務が完了したときは、委託業務完了報告書（別記様式第2号）により、生活安全企画課長を通じて発注者に報告しなければならない。

## 5 調査等

発注者は、受注者に対し本業務の実施状況について必要な報告を求め、並びに本業務の実施に関して調査を行い、及び必要な指示を与えることができる。

## 6 遵守事項

- (1) 本業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等を遵守し、業務上知り得た個人情報を漏えい、滅失及びき損することのないよう万全の注意を払うものとする。
- (2) 受注者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、本業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても同様とする。
- (3) 受注者は、本業務の遂行に支障が生じる事態が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、直ちに生活安全企画課長を通じて発注者に報告しなければならない。

## 7 その他

- (1) 発注者は受注者に対し、本業務実施に当たり必要と認められる情報を、生活安全企画課長を通じて適時提供するものとする。
- (2) 委託業務を適正かつ円滑にするため、相互に連携を図るものとし、本仕様書に定めのない事項に関しては、発注者と受注者の間で協議の上、定めるものとする。

別記様式第1号

# 委託業務着手報告書

令和 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

所在地

法人名

代表者

印

下記のとおり業務を開始します。

委託業務の番号	R 4 (委託) 第 号
委託業務の名称	特殊詐欺被害防止対策業務 (テレビCM事業)
委託業務の場所	
契約締結年月日	令和 年 月 日
委託期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
契約金額	金 円 (うち取扱に係る消費税及び地方消費税の額 円)
着手年月日	令和 年 月 日
備考	

別記様式第2号

## 委託業務完了報告書

令和 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

所在地

法人名

代表者

印

下記のとおり業務を開始します。

委託業務の番号	R 4 (委託) 第 号
委託業務の名称	特殊詐欺被害防止対策業務 (テレビCM事業)
委託業務の場所	
契約締結年月日	令和 年 月 日
委託期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
契約金額	金 円 (うち取扱に係る消費税及び地方消費税の額 円)
完了年月日	令和 年 月 日
備考	